

# 明治大学校友会会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、明治大学校友会と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、学校法人明治大学（以下「大学」という。）を賛助し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(本部、支部及び地域支部)

**第3条** 本会は、本部を大学内に置き、各都道府県に支部を置く。また、支部の下部組織として、当該支部の地域内に、地域支部を置くことができる。

(事業)

**第4条** 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 大学賛助のために必要な事業
- (2) 校友大会の開催
- (3) 校友名簿、会報等の発行
- (4) 校友会館等の施設の設置及びその運営
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

## 第2章 会員

(会員資格)

**第5条** 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人明治大学校友規則第1条に規定する校友
- (2) 大学が設置した大学院各研究科博士後期課程で所定の研究指導等を受けた者で所定の在学期間を満たした後に退学した者並びに大学より博士の学位及び名誉博士の学位を授与された者

(会員の支部所属)

**第6条** 会員は、居住地の支部に所属するものとする。但し、会員の申し出により、勤務地の支部に所属を変更することができる。

2 会員は、居住地又は勤務地に地域支部がある場合、何れか一つの当該地域支部に所属するものとする。

(準支部会員)

**第7条** 支部及び地域支部は、当該地域出身の明治大学の各学部及び大学院の在学学生を準支部会員として支部活動に参加させることができる。

(終身会費)

**第8条** 会員は、本会の基金、事業及び運営費に充てるための終身会費として3万円を納入する。

2 終身会費は、在学中に予納することとし、その徴収は大学に委託する。

3 在学中に納入された予納金は、大学の管理下におかれ、当該果実は大学に帰属する。

4 第2項による納入者が会員資格を得た時点で、本会は当該予納金額につき、大学より振替交付を受ける。

(賛助会員)

**第9条** 会員で、代議員総会が定める賛助費を納めた者を賛助会員とする。

### **第3章 本部**

(役員)

**第10条** 本部に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長16名以内

(3) 第14条第2項各号に規定する本部員

(4) 本部監査委員5名以内

2 支部幹事長たる本部員以外の役員の任期は、就任後4回目に開催する定時代議員総会終結のときまでとする。

3 会長が欠けたとき又は本部員若しくは本部監査委員の3分の1以上が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。

4 会長が欠け、後任の会長が選任された場合、第2項の規定にかかわらず、副会長は全員退任し、後任の副会長と交替する。

5 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部事務)

**第11条** 財産管理及び経理を含む本部事務は、大学経営企画部校友課にこれを委託する。

(会長)

**第12条** 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

**第13条** 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した順位に従い、会長の職務を代行する。

2 副会長は、その職務のため必要とするときは、会長の指名により、若干名を常任とすることができる。

(本部員)

**第14条** 本部員は、会長の下、本部員会を組織して、支部長会の決定に基づき、本会の運営にあたる。

2 本部員は、次の者とする。

(1) 支部幹事長

(2) 会長が教職員以外の代議員のうちから、本部員等選考委員会に対して推薦する者30名以内

(3) 明治大学長を通じて各学部の教授会で選出された本学出身の教員各1名

(4) 大学理事長を通じて職員会で選出された本学出身の職員2名

3 前項第3号及び第4号により選任された本部員が教職員の資格を失ったときは、本部員の資格を失う。

(常任本部員)

**第15条** 常任本部員は、本部員会の下に常任本部員会を組織して、本部員会の運営、調整にあたる。

2 常任本部員は、次の者とする。

(1) 前条第2項第1号に定める本部員の互選による8名

(2) 前条第2項第2号に定める本部員の互選による12名

(3) 前条第2項第3号及び第4号に定める本部員の互選による5名

(本部監査委員)

**第16条** 本部監査委員は、本部監査委員会を組織して、本会の会計（本・支部連結決算を含む。）並びに財産の状態及び会務の執行状況を監査する。

2 本部監査委員会は、監査の結果、監査報告書を作成し、支部長会及び定時代議員総会に報告しなければならない。

3 本部監査委員は、支部の業務及び会計についても適宜に監査するものとする。

4 本部監査委員は、本会の他の役職を兼ねることができない。

5 本部監査委員は、代議員総会、支部長会及び本部員会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

**第17条** 本会に、名誉会長、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じる。

3 大学理事長及び明治大学長は、その任期中顧問に推戴する。

4 名誉会長、前項以外の顧問及び相談役は、本会又は大学に特別の功労があった者のうちから、支部長会の議を経て、会長が委嘱する。

5 前項により委嘱された者の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。

(代議員)

**第18条** 本会に、代議員を置く。

2 代議員は、次の者とする。

(1) 会長

(2) 副会長

- (3) 支部長
  - (4) 支部幹事長
  - (5) 各支部長が支部会員のうちから指名する者1名
  - (6) 地域支部長
  - (7) 第3号乃至第6号に属さない本部員
  - (8) 会長が前各号以外の会員のうちから本部員等選考委員会に対して推薦する者200名以内
- 3 前項第5号及び第8号により選任された者の任期は、就任後2回目に開催する定時代議員総会終結の時までとする。
- 4 第2項第5号の代議員が欠けた場合は、次の代議員総会の招集日までに補充するものとし、第2項第8号の欠員については、これを補充しない。
- 5 第10条第5項の規定は、代議員について準用する。

(会長及び本部監査委員の選任)

**第19条** 会長及び本部監査委員の選任は、会長等選考委員会で選出した各候補者について、代議員総会で決定する。

2 前項の委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学理事長
- (2) 明治大学長
- (3) 大学評議員会議長
- (4) 明治大学長を通じて各学部の教授会で選出された本学出身の教員各1名
- (5) 大学理事長を通じて職員会で選出された本学出身の職員2名
- (6) 支部長で互選された支部長7名
- (7) 前各号以外の代議員のうちから支部長会で選出された代議員9名

3 大学理事長は、当該委員会の委員長となって、委員会を主宰する。

4 この委員会の決定は、過半数の委員の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(副会長の選任)

**第20条** 副会長の選任は、前条の会長等選考委員会で選出した副会長候補者のうちから、会長が指名し、代議員総会に報告する。

2 副会長のうち1名を会長代行とすることができる。

(本部員及び会長推薦代議員の選任)

**第21条** 第14条第2項第2号の規定により本部員候補者として推薦された者及び第18条第2項第8号の規定により代議員候補者として推薦された者の選任は、本部員等選考委員会で選出した各候補者について、代議員総会で決定する。

2 前項の委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長
  - (2) 会長が指名する副会長2名
  - (3) 支部長会で互選された支部長10名
- 3 会長は、当該委員会の委員長となって委員会を主宰する。

## 第4章 会議

### (代議員総会)

**第22条** 代議員総会は、この会則に定める事項及びその他本会の重要事項を審議、決定する。

- 2 代議員総会は、毎年7月に定時総会を開催する。但し、必要ある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 代議員総会の招集は、会長が開催日の2週間前に、付議事項を記載して、当該年度の4月1日現在における代議員名簿に記載されている者に対して通知するものとする。
- 4 代議員総会は、会員に公開する。
- 5 代議員の3分の1以上又は本部監査委員会が、付議すべき事項を示して、代議員総会の招集を請求したときは、会長は一月以内に、代議員総会を招集しなければならない。
- 6 緊急の場合は、役員である代議員、支部長である代議員及び第18条第2項第8号の代議員を招集して、代議員総会に代えることができる。この場合、会長は開催日の1週間前に付議事項を記載して、当該代議員に通知しなければならない。
- 7 前項の場合は、会議の結果を文書で全代議員に報告しなければならない。

### (支部長会)

**第23条** 支部長会は、代議員総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 支部長会は、予め支部長会で定めた月に開催するほか、必要により、臨時に開催する。
- 3 支部長会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 支部長会は、会長、副会長及び支部長で構成する。
- 5 支部長は、所属支部の副支部長又は幹事長に、文書で委任して、支部長会に代理出席させることができる。

### (本部員会)

**第24条** 本部員会は、必要により随時開催する。

- 2 本部員会は、会長、副会長及び本部員で構成する。
- 3 本部員会は、会長が招集し、議長となる。

### (常任本部員会)

**第25条** 常任本部員会は、随時開催する。

2 常任本部員会は、会長、常任副会長及び常任本部員で構成する。

3 常任本部員会は、会長が招集し、議長となる。

(委員会)

**第26条** 本会に、常設の委員会として、総務委員会、企画委員会、組織委員会及び広報委員会を置く。その他必要に応じ、支部長会の議によって、他の委員会を設けることができる。

2 委員長及び委員は会長が指名する。委員長は原則として副会長とする。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 必要に応じて委員会のもとに、部会を置くことができる。

5 常設の委員会以外の委員の任期は、担当する事項が完結したときに終了する。

(定足数その他)

**第27条** 本会則による会議（以下本条で「会議」という。）は、別段の定めある場合を除き、構成員の過半数の出席によって成立する。

2 会議の議決は、特別の定めある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会議の議事録は、議長及び出席者のうちから議長が指名した2名以上の者が、署名の上保存し、会員の閲覧に供する。

4 前項の議事録の保存期間は、代議員総会の議を経て、別に定める。

## 第5章 事業年度

(事業年度)

**第28条** 本部、支部及び地域支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(保管及び出納)

**第29条** 本部の資産のうち、現金、預金及び有価証券は、すべて大学にその保管及び出納を委託する。

(基金)

**第30条** 本部は、毎事業年度に大学より収受した終身会費の金額のうち、20%以上の金額及び第9条に規定する賛助費の収納金を基金として積み立てる。

2 前項の基金は、他に流用することができない。但し、代議員総会の議を経た上、大学理事長の同意を得て取り崩すことができる。

(経費等の支出)

**第31条** 前条第1項の規定により、終身会費のうち基金に積み立てた残額及び財産から生じた果実並びに寄付金その他の収入は、本部経費、各支部への

運営補助及び大学への賛助等に充てる。

- 2 各支部への運営補助の金額は、支部長会の議を経て、別に定めた算定基準に基づき支給する。

(予算)

**第32条** 会長は、3月末までに、翌事業年度の事業計画及び予算を編成し、これを支部長会に付議の上確定し、後日開催の定時代議員総会において、これらの承認を得なければならない。

- 2 予算は、各款の枠を超えて転用することができない。同じ款に属する項目への転用は、本部監査委員会の承認を得なければならない。

(決算)

**第33条** 会長は、毎事業年度ごとに本部事業報告書、本部決算書及び本部・支部連結決算書を作成し、本部監査委員会の監査を受けた上で支部長会の議を経て、当該監査報告書を添えて、これを定時代議員総会に付議し決定を求めなければならない。

- 2 前項の連結決算書作成のため、本部・支部とも統一された基準・様式により経理処理を行うものとする。当該経理基準・様式は別に定める。
- 3 外国支部の決算は、連結決算の対象から外すものとする。

## 第6章 支部

(支部)

**第34条** 都道府県ごとに各1支部を置く。各支部の名称には、都道府県名を冠するものとする。ただし、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県については、次のとおりとする。

(1) 東京都

東京都東部支部、東京都西部支部、東京都南部支部、東京都北部支部、東京都多摩支部

(2) 神奈川県

神奈川県東部支部、神奈川県西部支部

(3) 埼玉県

埼玉県東部支部、埼玉県西部支部

(4) 千葉県

千葉県東部支部、千葉県西部支部

- 2 前項のほかに、代議員総会の議を経て、外国支部を置くことができる。
- 3 支部は、当該業務の一部を本部に委託することができる。
- 4 支部には、支部長のほか、支部幹事長及び支部監査委員を含め5名以上の役員を置かなければならない。
- 5 支部の事務所は、原則として支部長の居住地とし、支部会則、会員名簿、

役員名簿及び議事録等を備えるものとする。

(支部長)

**第35条** 支部長は、支部の会務を統括し、支部を代表する。

- 2 支部長は、翌年度の事業計画書及び予算書並びに当年度の事業報告書及び決算書を毎年4月末日までに作成し、支部監査委員の監査を受け、支部役員会の議を経て確定し、直後に開催する支部総会において、これらの承認を得なければならない。
- 3 支部長は、前項の当該書類に支部役員会の議事録及び支部監査委員の監査報告書を添えて、毎年5月末日までに会長に報告しなければならない。
- 4 支部長は、支部会則の変更、役員の交替、総会の開催等、支部運営に関する重要事項について、その都度、会長に報告するものとする。
- 5 支部長は、支部総会において選任する。
- 6 支部長の任期は、第10条第2項及び同条第5項の規定を準用する。

(支部幹事長)

**第36条** 支部幹事長は、支部長が支部会員のうちから指名し、当該支部総会の承認を得るものとする。

- 2 支部幹事長は、支部長の指示に従い、支部の運営にあたる。
- 3 支部幹事長の任期は、支部長の任期に準ずるものとする。

(支部監査委員)

**第37条** 支部に、支部監査委員2名又は3名を置く。

- 2 支部監査委員は、支部の会計及び財産の状態並びに会務の執行の状況を監査する。
- 3 支部監査委員は、監査報告書を作成し、監査の結果を支部役員会並びに支部総会に報告しなければならない。
- 4 支部監査委員は、当該地域支部の業務及び会計についても適宜に監査するものとする。
- 5 支部監査委員は、支部総会において選任する。
- 6 支部監査委員の任期は、第10条第2項及び同条第5項の規定を準用する。
- 7 支部監査委員は、本会の他の役職を兼ねることができない。
- 8 支部監査委員は、本部監査委員の要請により、他の支部の監査にも従事するものとする。

(支部総会)

**第38条** 支部総会は、毎年1回定時総会を開催する。但し、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

- 2 支部総会は、支部長が招集する。

## 第7章 地域支部

(地域支部への準用)



**第39条** 第35条第1項、第2項、第5項、第6項、第36条、第37条第2項、第3項、第5項乃至第7項及び第38条の規定は、地域支部に準用する。この場合、各準用条文における「支部」の字句を「地域支部」に読み替える。

(重要事項の報告)

**第40条** 地域支部長は、地域支部会則の変更、役員の変替、総会の開催等、地域支部運営に関する重要事項について、その都度、所属支部長に報告するものとする。

(予算及び決算等の報告)

**第41条** 地域支部は、総会終了後遅滞なく、決算書、事業報告書及び次期予算書等の書類に総会議事録を添えて、所属支部長に報告しなければならない。

(地域支部監査委員)

**第42条** 地域支部に、地域支部監査委員2名を置く。

(地域支部の設立)

**第43条** 地域支部の設立は、同一地域に居住する50名以上の会員が、3名以上の代表者を定めて、その地域を示し、設立準備総会議事録、地域支部会則、会員名簿及び役員名簿を添えて、所属支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の届け出を受けたとき、これを支部総会に諮り、承認を得られた場合、これを会長に具申する。

3 会長は、支部長会に付議し、その承認が得られたときは、遅滞なく、第1項の代表者に対して、当該地域支部の設置を許可する旨通知しなければならない。

4 当該地域支部は、前項の通知の日付をもって、設立の日とする。

5 会長は、当該地域支部が設置されたときは、代議員総会で報告しなければならない。

(改善及び解散命令)

**第44条** 次の各号の何れか1以上に該当した場合、会長は、支部総会に諮り、若しくは案件によっては代議員総会に付議し、その結果に基づき、当該地域支部に対して、勧告、改善、解散等適切な処分を行うものとする。

(1) 会員数50名未満の状況が数年に及び回復が見込めないと認めたとき

(2) 第40条又は第41条の報告を著しく怠ったとき

(3) 本会又は大学の体面を傷つける行事等の行為に及んだとき

(4) その他本会の規約に反する事実が生じたとき

(地域支部の解散)

**第45条** 地域支部は、当該会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意により解散する。

- 2 前項による解散が完了したときは、地域支部長は遅滞なく解散に関する総会の議事録を添えて所属支部長に届けなければならない。
- 3 第43条第2項乃至第4項の規定を、地域支部の解散の手續きに準用する。この場合、第2項の「前項」を「解散」に、第3項の「第1項の代表者」を「地域支部長」に、「設置」を「解散」に、第4項の「設立の日」を「解散終了の日」にそれぞれ読み替える。

## 第8章 外国支部

(外国支部)

- 第46条** 外国支部は、第5条に規定する会員で同じ国籍を有し、定住する会員で組織する。
- 2 日本国内に居住する外国籍を有する会員は、第6条の規定によるほか、当該外国支部に所属することができる。
  - 3 第7条、第43条第1項、第3項、第4項、第44条及び第45条の規定を、外国支部に準用する。この場合、「地域」の字句を「外国」に、「所属支部長」を「会長」にそれぞれ読み替える。
  - 4 当該支部会則については、支部長会で承認する。

## 第9章 雑則

(改組及び廃止)

- 第47条** 支部、地域支部及び外国支部が、この規定に違反し、又はその活動を事実上停止したときは、支部長会の議を経て、会長はその改組の勧告、若しくは運営補助金の一部又は全部の交付停止等適当な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の措置は、理由を付して代議員総会に報告するものとする。

(賞罰)

- 第48条** 本会又は大学のため、特に功労のあった者及び永年勤続役員で表彰に値する者は、代議員総会の議を経て、会長が表彰することができる。
- 2 会員で本会又は大学の名誉を汚した者は、代議員総会の決定によって、会員資格を停止することができる。

(届け出の義務)

- 第49条** 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先を変更したときは、遅滞なく本部に届け出るものとする。

(会員に対する報告)

- 第50条** 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の適切な方法で会員に報告する。

(会則の変更)

**第51条** この会則の変更は、代議員総会で、出席者の3分の2以上の同意を得た上で大学理事長の承認を得なければならない。

(その他)

**第52条** この会則に定めのない事項については、代議員総会の議を経て決定する。

### 附 則

1 この全面的改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2003年4月1日から施行する。

(注 平成15年3月11日認可)

2 この改正の施行に際して、従前の規定に基づく下記の者については次のとおり取り扱う。

① 終身会費を納入した者は、改正後の第8条の規定に該当する。

② 納入した入会金は第8条の終身会費の一部に充当する。

③ 賛助費を納入した者は第9条に該当する。

3 改正後の第8条第2項の適用については、2004年度入学生から適用する。

4 この改正の施行の際における都道府県支部は、別紙1記載のとおりとし、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県における各支部の区分は、別紙2記載のとおりとする。

5 この改正の施行の際、従前の第38条の規定により認められている支部のうち、別紙3記載の支部を地域支部とみなす。但し、この改正による会則の施行によって、規約の改正を必要とする地域支部は、施行の日から1年以内に支部会則を改正して、会長に届け出なければならない。

6 この改正の施行の際における外国支部は、大韓民国支部及び台湾支部とする。

7 2003年7月開催の定時代議員総会において、第14条第2項の規定に基づいて就任する本部員半数の任期は、就任後2回目の定時代議員総会の終結のときまでとする。

8 2003年4月1日以降、同年7月開催の定時代議員総会終結までの間、「役員」「一部の代議員」及び「一部の本部員」について、暫定的に次の者が代行する。

(1) 会長、副会長及び監査委員は従前の者が代行する。

(2) 第18条第2項第8号に規定する「代議員」に替えて、従前の会則第47条第2号に規定する「会長が委嘱する者」を当てる。

(3) 第14条第2項第2号乃至第4号に規定する「本部員」に替えて、従前の会則第12条に基づく「幹事」を当てる。

**附 則**

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2006年11月29日から施行する。

**附 則**

この改正は、大学理事長の認可を受けた上で、2009年7月27日から施行する。